

市町村の給与水準及び給与制度の状況

(平成29年4月1日現在・千葉市を除く)

平成29年12月26日
千葉県総務部市町村課
電話 043(223)2138

県内53市町村(千葉市を除く)における給与水準及び給与制度の状況(平成29年4月1日現在)について取りまとめましたので、公表します。

※地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と定められています(均衡の原則)。

※各市町村の状況については、別紙1、2を参照してください。

1 ラスパイレス指数(一般行政職)

県内市町村のラスパイレス指数の平均は100.8で、平成28年度と比較して0.1ポイントの減少となりました。

全国の市区町村平均は98.6となっており、県内市町村の平均と比べると、2.2ポイント全国平均を上回っています。

ラスパイレス指数が100以下の団体は21団体(9市、12町村)、100を超える団体は32団体(27市、5町)となっています。

なお、県内で最もラスパイレス指数が高いのは、芝山町の103.5で全国2位となっています。

また、県内で最もラスパイレス指数が低いのは、給与削減措置を実施した館山市の95.1です。

※「ラスパイレス指数」とは

ラスパイレス指数とは、統計処理上の加重平均の一方法で、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すものです。

ラスパイレス指数の算出方法は、一般行政職について、国と地方公共団体の職員構成を、学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出します。具体的には、地方公共団体の仮定給料の総額(地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を、国の実給料の総額で除して得るものです。

ラスパイレス指数は、給与のうち給料のみを比較したものであり、地域手当や特殊勤務手当などの諸手当はラスパイレス指数の算出において対象外となっています。

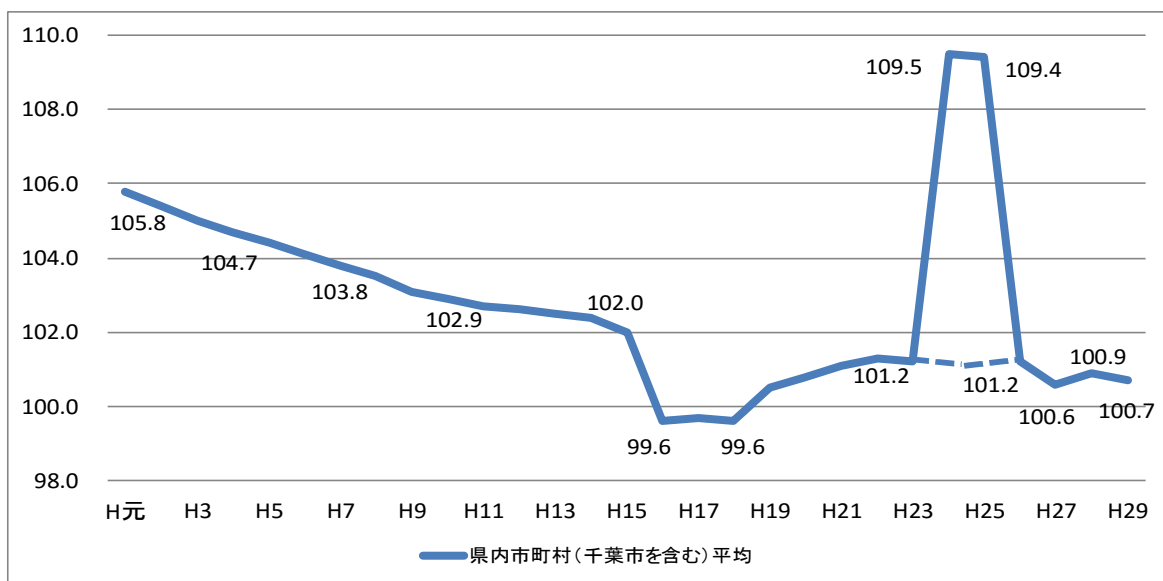
給料表の構造、水準、給料表の改定、昇格昇給等について、国と異なった措置を行った場合には、ラスパイレス指数は変動します。また、小規模な町村において経験年数階層内における職員の分布が変わった場合や、国において職員構成が大きく変動した場合、ラスパイレス指数が大きく変動することがあります。

○過去5年のラスパイレス指数（加重平均）の推移（平成25年～平成29年）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
県内市町村平均	109.3 (101.0)	101.0	100.5	100.9	100.8
全国市区町村平均	106.1 (98.1)	98.1	98.1	98.6	98.6

※平成25年の指数は、国家公務員の時限的な給与減額措置（平成24年4月1日から2年間）により県内及び全国市区町村平均は上昇しました。（）書きは、国家公務員の時限的な給与減額措置がない場合の数値です。

○【参考】《県内市町村（千葉市を含む）のラスパイレス指数（加重平均）の推移》



※破線部分は、国家公務員の時限的な給与減額措置（平成24年4月1日から2年間）がない場合の指数の推移を示しています。

○団体区別ラスパイレス指数（加重平均）の推移

団体区分		平成29年	平成28年
		4月1日	4月1日
県内	市平均	101.0	101.1
	町村平均	99.3	98.8
	市町村平均	100.8	100.9
全国	市平均	99.1	99.1
	町村平均	96.4	96.3
	市区町村平均	98.6	98.6
参考	千葉県	100.5	100.6

※県内の市平均、市町村平均は、千葉市を除いた数値です。

○ラスパイレス指数上位 8 団体（4 月 1 日時点）

県内 順位	全国 順位	団体名	平成 29 年	平成 28 年		
				指数	県内順位	全国順位
1	2	芝山町	103.5	101.0	19	126
2	5	市川市	103.3	103.5	1	4
3	9	富津市	102.9	101.4	10	84
4	27	松戸市	102.2	103.5	1	4
4	27	印西市	102.2	101.9	5	55
6	39	木更津市	102.0	101.5	8	77
7	(4)	柏市	101.9	101.9	5	(5)
7	46	匝瑳市	101.9	101.3	14	97

※全国順位については、国が公表している指定都市及び中核市を除く全 1,673 団体における順位を記載し、柏市については全中核市（48 団体）における順位を（ ）書きで記載しています。

○ラスパイレス指数下位 5 団体（4 月 1 日時点）

県内順位	団体名	平成 29 年	平成 28 年
1	館山市	95.1	99.5
2	御宿町	96.3	94.4
3	大多喜町	97.0	97.7
4	長南町	97.2	97.8
5	旭市	97.8	97.4

2 平均給与月額（給料月額＋諸手当月額）

県内市町村の平均給与月額は、一般行政職が4,050百円（給料3,170百円、諸手当879百円）であり、対前年比で44百円（1.1%）減額となっています。

技能労務職は3,863百円（給料3,282百円、諸手当581百円）となっています。

一般行政職の平均給料月額について、県内市町村と国を比較すると、県内市町村の方が低くなっています。

○団体区分別平均給与月額（一般行政職）

（単位：百円、歳）

区分		平均給料月額(A)	平均諸手当月額(B)	平均給与月額		平均年齢
				(A)+(B)	増減額・率	
県内	市平均	3,172	918	4,090	▲46	41.4
		3,200	936	4,136	▲1.1%	41.6
	町村平均	3,152	404	3,556	▲19	41.9
		3,167	407	3,575	▲0.5%	42.2
	市町村平均	3,170	879	4,050	▲44	41.5
		3,198	896	4,094	▲1.1%	41.6
全国	市平均	3,175	773	3,949	▲42	41.9
		3,194	798	3,991	▲1.1%	42.0
	町村平均	3,036	488	3,524	▲29	41.4
		3,059	494	3,553	▲0.8%	41.6
	市区町村平均	3,144	753	3,897	▲40	41.8
		3,164	773	3,937	▲1.0%	41.9
国		3,305	—	—	—	43.6
		3,318	—	—	—	43.6

※県内の市平均、市町村平均は、千葉市を除いた数値です。

※全国の市平均は、指定都市を除いた数値です。

※平均給料月額、平均諸手当月額、平均給与月額について、上段は平成29年4月分の支給額の平均、下段は平成28年4月分の支給額の平均になります。

※端数処理のため、平均給料月額と平均諸手当月額の合計と平均給与月額が一致しない場合があります。

○平均給与月額上位5団体（一般行政職）

（単位：百円、歳）

県内順位	団体名	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
1	浦安市	3,330	1,189	4,519	42.9
2	佐倉市	3,300	1,174	4,474	42.5
3	市川市	3,346	1,090	4,436	43.3
4	習志野市	3,087	1,340	4,427	39.8
5	我孫子市	3,356	1,031	4,387	43.6

※端数処理のため、平均給料月額と平均諸手当月額の合計と平均給与月額が一致しない場合があります。

○団体区分別平均給与月額（技能労務職）

（単位：百円、歳）

区分		平均給料月額(A)	平均諸手当月額(B)	平均給与月額		平均年齢
				(A)+(B)	増減額・率	
県内	市平均	3,333	608	3,941	▲13	52.3
		3,331	623	3,954	▲0.3%	51.7
	町村平均	2,516	186	2,702	5	49.5
		2,500	196	2,697	0.2%	49.3
	市町村平均	3,282	581	3,863	▲13	52.2
		3,280	596	3,876	▲0.3%	51.5
国	2,868	—	—	—	50.6	
	2,874	—	—	—	50.4	

※平均給料月額、平均諸手当月額、平均給与月額について、上段は平成29年4月分の支給額の平均、下段は平成28年4月分の支給額の平均になります。

※端数処理のため、平均給料月額と平均諸手当月額の合計と平均給与月額が一致しない場合があります。

○平均給与月額上位5団体（技能労務職）

（単位：百円、歳）

県内順位	団体名	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
1	船橋市	3,519	946	4,465	52.3
2	市川市	3,611	815	4,426	53.7
3	我孫子市	3,650	700	4,350	51.4
4	八千代市	3,589	740	4,329	51.6
5	浦安市	3,527	739	4,266	53.7

※端数処理のため、平均給料月額と平均諸手当月額の合計と平均給与月額が一致しない場合があります。

3 初任給（一般行政職）

県内市町村の初任給基準額については、大学卒で 15 団体、高校卒で 6 団体が国と同じですが、それ以外の市町村は国を上回っています。

このうち、最も高い初任給基準額は、大学卒では県の基準額と同額の 184,800 円（4号高・30市8町）、高校卒では 153,200 円（6号高・野田市）となっています。

○初任給基準額の国との比較

区分			平成 29 年		
			市	町村	計
大学卒	国の基準を上回る	県の基準を上回る	0	0	0
		県の基準と同じ又は下回る	30	8	38
	国の基準と同じ又は下回る		6	9	15
	計		36	17	53
高校卒	国の基準を上回る	県の基準を上回る	1	0	1
		県の基準と同じ又は下回る	32	14	46
	国の基準と同じ又は下回る		3	3	6
	計		36	17	53

※千葉県の前任給基準額は、大学卒 184,800 円、高校卒 150,500 円です。

4 諸手当

(1) 地域手当

地域手当については、31 団体で支給していますが、このうち国の支給率を超える支給率で支給している団体は、6 団体（5 市 1 町）です。

○国の支給率を超える支給率で支給している団体（6 団体）

木更津市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富里市、芝山町

※地域手当とは

平成 18 年度の給与構造改革において、地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準をより適切に反映したものとなるよう、給料表の水準を民間賃金の低い地域を基準に引き下げるとともに、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため、地域手当が創設されました。地域手当の支給地域及び支給率は、原則として国の基準に基づいて定めるべきものとされています。

なお、地域手当の月額、以下により求められます。

地域手当の月額 = (給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率 (%)

(2) 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、49 団体に制度があります。(2 市 2 町で廃止)
 制度がある団体においては、特殊勤務手当の趣旨に沿うものかどうか、常に見直しを図る必要があります。

※特殊勤務手当とは

特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。

○特殊勤務手当数

区分	制度なし	1～9	10～19	20～29	30～39	計
市	2	12	11	9	2	36
町村	2	13	2	0	0	17
計	4	25	13	9	2	53

○特殊勤務手当が多い団体

船橋市 (33)、松戸市 (33) * () 内の数字は手当数

※上記 2 団体は、いずれも病院事業を行っており、当該病院事業に係る特殊勤務手当を設けていることが影響しています。

- ・ 上記 2 団体の病院事業に係る特殊勤務手当数
 船橋市 (16)、松戸市 (15)

(3) 住居手当

自宅に係る住居手当については、昨年度中に 2 団体が廃止し、県内では流山市のみ制度が残っています。

○自宅に係る住居手当を支給している団体

流山市

※平成 28 年度中に廃止した団体：鎌ヶ谷市、長南町

○自宅に係る住居手当の状況

区分	廃止済み		制度あり	計
		経過措置中		
市	35	6	1	36
町村	17	0	0	17
計	52	6	1	53

5 給与削減措置の状況

厳しい財政状況等により、12 団体（10 市 2 町）において、独自に給与削減措置を行っています。

○給与削減措置の状況

項目	市	町村	計	団体名
給料	7	2	9	館山市、茂原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、袖ヶ浦市、神崎町、鋸南町
期末勤勉手当	3	0	3	八千代市、君津市、富津市
管理職手当	4	0	4	館山市、八千代市、八街市、匝瑳市
地域手当	1	0	1	袖ヶ浦市